

特別養護老人ホーム瀬戸の里
感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止対策委員会設置要綱

(設置目的)

第1条 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止の対策、感染症の予防接種その他の感染症に関する事項を協議しその施策の推進を図るため、特別養護老人ホーム瀬戸の里（以下「施設」という。）に感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、次の職種をもって組織する。

- (1) 施設長
- (2) 相談員
- (3) 介護支援専門員
- (4) 看護師
- (5) 介護主任
- (6) 栄養士
- (7) 介護職チーフ
- (8) その他施設長が必要と認める者

3 委員の任期は定めない。

(委員長及び副委員長)

第3条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は会務を処理し、会議の議長とする。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集する。

1 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め意見を聞くことができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、施設内において行う。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の同意を得て委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する